

ストップ！滞納

～ 10月から12月は滞納整理強化期間～

税負担の公平性および税収入を確保するため、滞納整理強化期間として「ストップ！滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。

税金を納期限までに納めなかった場合

- 督促状や催告書の発送、コールセンターからの納付確認を実施します。
- 本来納めるべき税金のほかに延滞金が加算されます。
- 滞納したままの状態が続くと、差押えにより強制的に徴収します。



便利な納税方法をご利用ください

口座振替(納め忘れがなくおすすめです！)

※各金融機関の窓口でお申込みください。

コンビニ払い

※納付書が必要です。

QRコードを利用した納付

地方税お支払サイトへアクセスすることで、クレジットカードやインターネットバンキングなどを利用した納付ができます。

簡単・便利な
eL-QRの
キャッシュレス納付を
ご利用ください



地方税お支払サイト

スマホアプリ払い



など

※納付書のQRコードかバーコードを読み取ってください。

問 合 せ 税務課(⑦番窓口) ☎62-1461

詐欺に気をつけましょう

詐欺の手口はさまざまですが、必ず「お金」や「キャッシュカード」などの話になります。

- 例) 電話で ※ 音声ガイダンスもあるので注意
- ・〇〇役場ですが、医療費の還付金があります
 - ・〇〇県警ですが、あなたの名義の携帯やキャッシュカードが犯罪に～
 - ・〇〇省ですが、電話料金が未納なので電話が止まります
 - ・〇〇銀行ですが、キャッシュカードのことで～
 - ・パソコンが壊れた！電子マネーを買ってくるように言われた

被害に遭わないために

- ・知らない電話に出ない
 - ・固定電話への国際電話の利用休止手続き(無料)をする
- ※ 警察署で簡単に手続きできますので、ご連絡ください。



問 合 せ 秩父警察署 ☎24-0110

マイナ救急を開始します

マイナ救急とは

救急隊員が傷病者のマイナ保険証(健康保険証として利用登録したマイナンバーカード)を活用し、傷病者の医療情報(病歴、処方歴、受診歴)を閲覧する仕組みです。傷病者の説明負担が軽減され、より適切な処置が受けられるようになります。

マイナ救急の流れ

- (1) 傷病者が情報閲覧に同意する
- (2) 隊員がマイナンバーカードを読み取る(暗証番号不要)
- (3) 隊員が医療情報を閲覧する
- (4) より適切な処置や搬送先医療機関の選定につながる

開始日 10月1日(水)



マイナ救急特設サイト

問 合 せ 秩父消防本部警防課 ☎21-0119